



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 187 2017年11月28日

ミャンマー商標法の採択

目下、ミャンマー商標法は議会で審議中だが、2017年末に発効される見込み。新しい商標法は「先願主義」を採用しており、商標法が発効され次第、早期に商標登録出願するのがベストといえる。

新法の特徴は、以下の通り

- ミャンマー知的財産局 (the Myanmar Intellectual Property Office; MIPO) の創設
- 保護対象となる標章: 商標、サービスマーク、証明商標、団体商標、その他匂いの商標、音の商標など非伝統的商標も保護対象となる。
- 先願主義
- 商標の存続期間は10年、更新によりさらに10年存続期間延長が可能だが、登録商標の3年不使用を理由に、該商標登録に対する取消請求が可能
- 現地代理人に依頼することで、海外からの出願も可能、出願時に「使用意思の宣言書: "Declaration of Intention to use"」の提出が必要
- 侵害行為に対し、商標権者は民事、刑事での権利行使が認められる。刑事罰として、3年以下の懲役などが規定される。商標権者は自己の登録商標を税関登録することで、侵害品の輸入・輸出を防ぐことができる。
- 商標法への移行

現在、「所有者宣言: "Declaration of Ownership"」で商標を登録していた商標所有者は、新法施行後3年以内に再出願し、新たに審査を受ける必要がある。(移行期間の"3年"については、優先権が認められるのか否か、詳細が確認出来次第、改めてご案内申し上げます)

(出典 Chadha & Chadha IP)